

第6章

各種施策の基盤、各主体の参加及び 国際協力に係る施策

第1節 政府の総合的な取組

1 環境保全経費

政府の予算のうち環境保全に関係する予算について、環境省において見積り方針の調整を行って各府省

に示し、環境保全経費として取りまとめます。

2 政府の対策

(1) 環境基本計画の進ちよく状況の点検

環境基本計画の着実な実行を確保するため、中央環境審議会では関係府省の自主的な点検結果等を踏まえつつ、指標を活用しながら環境基本計画に基づく施策の進ちよく状況などを点検し、その後の政策の方向につき政府に報告します。平成21年においては、環境基本計画の10の重点分野のうち、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」、「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」、「長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備」、「国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進」の5分野を重点点検分野として第3回点検を行います。

(2) 政府の環境管理システムの強化

関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、オフィス、会議、イベント等における物品・エネルギーの使用といった通常の経済主体としての活動分野と、各般

の制度の立案等を含む環境に影響を与え得る政策分野の両面において、それぞれの定める環境配慮の方針に基づき、環境配慮を推進します。また、環境配慮の取組をより一層充実させるため、環境配慮の実施状況の点検及び点検結果の反映の仕組みの強化等、環境管理システムに関する取組を充実していきます。

(3) 適正な国土利用の推進

第四次国土利用計画（全国計画）に基づき、土地の高度化及び低未利用地の有効利用等による土地需要の量的な調整、安全・安心、循環と共生及び美（うるわ）しさの観点の基本とする国土利用の質的向上、また、これらを含めた国土利用の総合的マネジメントを進めるために必要な措置を講じます。

さらに、全国計画を基本とする都道府県計画及び市町村計画の円滑な策定・推進のために調査や情報提供等必要な措置を講じます。また、全国計画及び都道府県計画を基本とする土地利用基本計画の円滑な策定のために必要な措置を講じます。



第2節 環境影響評価等

1 戦略的環境アセスメントの導入

戦略的環境アセスメントについては、事業の位置・規模等の検討段階において、戦略的環境アセスメント総合研究会報告書（平成19年3月）を受け、事業の特性や「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（SEAガイドライン）」等を踏まえて、引き続き、取組についての検討や実施事例の積重ねを進めます。また、それら取組の状況等を踏まえてSEAガイドライ

ンを不断に見直します。

環境省において、SEAガイドラインの情報提供を引き続き行うとともに、地方公共団体が地域の環境情報を整理・提供するための手法の取りまとめなどを行います。さらに、より上位の計画や政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めます。

2 環境影響評価の実施

国は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業等について、環境影響評価法に基づく環境影響評価の適正な運用及び個別法等に基づく環境保全上の配慮の徹底に努めるとともに、環境影響評価手続が完了した後も、環境大臣意見を述べた事業、事後調査を実施することとされている事業等について、適切にフォローアップを行います。また、環境影響評価法に基づく方法書手続や環境保全措置についての複数案の比較検討等を通じて、開発行為への環境配慮の統合をより一層進めるとともに、基本的事項や主務省令に基づき、事業の特性や地域の特性に応じた、より分かりやすい環境影響評価の実施に努めます。

さらに、住民等の理解の促進のため、方法書等の関

覧や意見提出におけるITの活用や、より分かりやすい方法書等の作成の促進に努めます。また、環境影響評価の信頼性の確保や評価技術の質の向上に資することを目的として、調査・予測等に係る技術手法の開発を引き続き推進するとともに、調査等の手法、環境保全措置等様々な情報の整備・提供・普及を進めます。特にアジア地域における環境影響評価の実施能力向上や整合性確保のため、技術協力や情報交換を推進します。

環境影響評価法については、法の見直しを含めた必要な措置を講ずるため、引き続き、施行の状況について検討します。また、環境影響評価の具体的な進め方を定めている技術指針に関する基本的事項の内容についても、必要な調査、分析等を実施します。

第3節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等

1 調査研究及び監視・観測等の充実

(1) 研究開発の総合的推進

第3期科学技術基本計画、分野別推進戦略及び長期戦略指針「イノベーション25」に基づき、持続可能な社会の構築に資する観点及び環境と経済の統合的向上に資する観点から、我が国の環境問題への対応及び国際社会への貢献に資する研究開発を推進します。主な施策例は表6-3-1のとおりです。

環境分野の研究開発の推進では、総合科学技術会議がリーダーシップを発揮しつつ、環境プロジェクトチームにおいて、分野別推進戦略に沿って積極的に実施するほか、これまでの進ちよく状況についてフォローアップを実施します。

また、科学技術連携施策群のテーマとして推進して

いる「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」は、府省間の連携を強化し、効率のかつ総合的に研究開発を推進します。

さらに、イノベーション25に基づき、社会還元加速プロジェクトのテーマの一つとして、「バイオマス資源の総合利活用」の推進を図ります。

また、環境研究・環境技術開発の推進戦略の取組状況のフォローアップを引き続き行い、その円滑・着実な推進を図るとともに、取組を強化すべき事項等について整理を行います。

表6-3-1 研究開発の総合的推進に関する施策の例

研究領域	施策例
気候変動	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル環境計測技術の研究開発 ・温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）の開発・運用 ・地球環境変動観測ミッション（GCOM）衛星等の研究開発 ・温暖化による日本付近の詳細な気候変化予測に関する研究 ・21世紀気候変動予測革新プログラム ・地球環境研究総合推進費
水・物質循環と流域圏	<ul style="list-style-type: none"> ・全球降水観測／二周波降水レーダの開発 ・自然共生型都市・流域圏、健全な水・大気環境を実現するための管理手法の開発 ・海城・流域再生事業に活用できる水・物質循環モニタリング技術開発と海洋環境情報の共有・利用システム構築 ・干潟の再生技術、閉鎖性海域の水質・底質改善技術開発と海辺の包括的環境計画・管理システムの構築
生態系管理	<ul style="list-style-type: none"> ・陸域観測技術衛星 ・環境変動に伴う海洋生物大発生の予測・制御技術の開発 ・生物多様性・生態系などの変動モデル構築 ・農業に有用な生物多様性の指標および評価手法の開発 ・生物多様性・生態系などの変動モデル構築
化学物質リスク・安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質リスク研究事業 ・ナノ粒子の特性評価手法開発 ・化学物質の最適管理をめざすリスクトレードオフ解析手法の開発 ・国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査
3R技術	<ul style="list-style-type: none"> ・国際資源循環を支える適正管理ネットワークと技術システムの構築 ・近未来の資源循環システムと政策・マネジメント手法の設計・評価 ・効果的な3R実践のためのシステム分析・評価・設計技術 ・循環型社会形成推進科学研究費補助金
バイオマス利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発 ・地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業 ・地域バイオマス利用システム技術 ・地球温暖化対策技術開発事業

資料：内閣府

(2) 環境省関連試験研究機関の整備と研究の推進

ア 独立行政法人国立環境研究所

第2期中期計画に基づき、4つの重点研究プログラムを進めるほか、基盤的調査・研究、知的研究基盤の整備等の環境研究を推進します。また、適切な環境情報の提供を進めます。

イ 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターでは、国の直轄研究機関としての使命を達成するため平成20年度に設定した4つの課題に沿って、引き続き研究及び業務を積極的に推進します。特に課題の一つである「水銀研究拠点としての研究の推進」に関し、脳磁計を活用した臨床研究を開始し、地元医療機関との共同研究を推進します。また、国内の水銀研究機関等を対象に広く水銀研究の公募を実施する仕組みの構築を目指します。水俣病に関する情報収集機能を持つ水俣病情報センターについては、公文書館の位置づけを明確にし、適切な情報収集及び情報提供を実施します。

(3) 公害防止等に関する調査研究等の推進

環境省に一括計上する平成21年度の関係行政機関の試験研究機関の地球環境保全等に関する研究のうち、公害の防止等に関する各府省の試験研究費では、8府省24試験研究機関等において、中長期にわたる環境観測、地方公共団体の試験研究機関の環境研究・技術開発ポテンシャル向上に寄与する研究、環境関連施策に寄与する研究等、合計56の試験研究課題を実施します。

また、「環境研究・技術開発等推進費」において、広く産学官などの英知を活用した研究開発の提案を募り、優秀な提案のあった応募者が所属する試験研究機関等に当該研究開発を委託し、環境研究・技術開発の推進を図ります。

(4) 地球環境研究に関する調査研究等の推進

「地球環境研究総合推進費」については、引き続き学際的、国際的な観点から地球環境研究の総合的な推進を図ります。平成21年度からは、重点施策として、①アジア諸国の低炭素社会実現のためのビジョンとロードマップを描く研究と②東アジアにおける越境大気汚染物質の削減と地球温暖化の防止を図る共便益（コベネフィット）アプローチによる研究の2戦略プロジェクトを開始します。

また、地球温暖化の防止に関する研究の中で、各府省が中長期的視点から計画的かつ着実に関係研究機関において実施すべき研究を、「地球環境保全試験研究費」により効果的に進めます。

(5) 地球環境に関する観測・監視

気候の観測・監視については、世界気象機関（WMO）及び全球気候観測システム（GCOS）の枠組みに基づき、地上及び高層における定常観測を引き続き推進するとともに、その推進に向けた国際的な取組に積極的に参画します。また、WMOの全球大気監視（GAW）計画の一環として、温室効果ガス、CFC、オゾン層、有害紫外線等の定常観測を引き続き実施するとともに、日本周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海水中の二酸化炭素等の定期観測、エーロゾルライダーを用いたエーロゾルの高度分布の測定を継続します。また、黄砂に関する情報及び有害紫外線に関する情報を引き続き発表します。

衛星による地球環境観測については、陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）の運用を継続するほか、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）（平成21年1月打ち上げ）による観測を行い、世界の温室効果ガスの濃度分布とその変動及び地域ごとの吸収排出量のより正確な把握等を目指し、処理データの提供を開始します。そのほかにも、降水、雲・エアロゾル、



植生等の地球環境に関する全球の多様なデータの収集を行う衛星の研究開発やデータ提供、世界に先駆けて地球観測機能を強化した「静止地球環境観測衛星」としての次期静止気象衛星ひまわりの整備等、人工衛星による観測・監視技術の開発利用を一層推進します。また、海洋地球研究船「みらい」等を用いた観測研究、観測技術の研究開発を引き続き推進するとともに、深海地球ドリリング計画を推進し、地球規模の諸現象の解明・予測等の研究開発を推進します。さらに、地球規模の高度海洋監視システムを構築するArgo計画を引き続き推進します。「地球観測システム構築推進プラン」では、競争的研究資金制度のもと、地球観測システムの構築に貢献する研究開発事業等に効果的に取り組んでおり、地球温暖化・炭素循環分野、アジア・モンスーン地域の水循環・気候変動分野及び対流圏大気変化観測分野等における研究開発事業を推進し、対流圏大気変化観測分野の研究開発事業を行います。

第50次南極地域観測隊が昭和基地を中心に、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、南極地域において、地球環境や地球システムに関する各種のプロジェクト研究観測とモニタリング研究観測を実施します。

地球温暖化対策に必要な観測を、統合的・効率的なものとするため、環境省と気象庁が共同で運営する「地球観測連携拠点（温暖化分野）」の活動を通じて、関係府省・機関間の観測の連携を推進します。また、温暖化影響に対して脆弱なアジア太平洋地域の途上国における監視・影響評価を推進することにより、途上国の取組に寄与し、気候変動対策に係る将来の国際的な枠組みの構築に貢献します。

地球環境変動予測研究については、引き続き、世界最高水準の性能を有するスーパーコンピュータ「地球シミュレータ」を活用した地球温暖化予測モデル開発等を推進します。

地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢整備のため、「地球環境保全試験研究費」において「地球観測モニタリング支援型」の課題を継続して実施します。全国の気象官署における観測開始以降の観測資料の利用を促進するなど、地球温暖化の状況等に関する調査研究を推進し、地球温暖化予測の精度向上を図ります。また、国内の影響・リスク評価研究の更なる進展のため、日本付近の詳細な気候変化の予測精度を高めるための技術開発を引き続き推進します。また、GPS装置を備えた検潮所において精密型水位計による地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、海面水位監視情報の提供を継続します。

(6) 循環型社会形成推進科学研究の推進

第3期科学技術基本計画の政策目標「環境と調和する循環型社会の実現」を目的とし、総合科学技術会議

が定めた「製品のライフサイクル全般を的確に評価し3Rに適した生産・消費システムを設計する科学技術」、「効率的にエネルギーを得るための地域に即したバイオマス利用技術」等の戦略重点科学技術を中心として、引き続き競争的研究資金を活用し広く課題を募集し、研究事業及び技術開発事業を実施します。

研究事業については、「3R推進のための研究」、「廃棄物系バイオマス利活用推進のための研究」、「循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究」、「アスベスト問題解決をはじめとした安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究」、「漂着ごみ問題解決に関する研究」を重点テーマとするとともに「レアメタル回収技術特別枠」を設け、社会的・政策的必要性に応じた廃棄物処理等に係る研究を推進します。

技術開発事業については、「廃棄物系バイオマス利活用技術開発」、「アスベスト廃棄物の無害化処理技術開発」、「廃炉解体工場の低コスト化のための技術開発」、「漂着ごみ問題解決に関する技術開発」、「3R・エネルギー回収の高度化技術開発」を重点テーマとし、実用性、経済性が見込まれる次世代を担う廃棄物処理等に係る技術の開発を図ります。

(7) 環境保全に関するその他の試験研究

環境省では、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発を引き続き推進します。

警察庁では、よりきめ細かな信号制御を行い交通の円滑化を図るため、引き続きプロファイル信号制御方式による信号制御高度化モデル事業を実施します。

総務省では、(独)情報通信研究機構等を通じ、電波や光を利用した地球環境観測技術として、人工衛星から地球の降水状態を観測するGPM搭載二周波降水レーダ、同じく人工衛星から地球の雲の状態を観測する雲レーダ、ライダーによる温室効果ガスの高精度観測技術、突発的局所災害の観測及び予測のために必要な次世代ドップラーレーダー技術、風速や大気汚染物質等の環境情報を都市規模で詳細に計測するセンシングネットワーク技術、天候等に左右されずに被災状況把握を可能とするレーダを使用した高精度地表面可視化技術の研究開発等を引き続き実施します。さらに、情報通信ネットワーク設備の大容量化に伴って増大する電力需要を抑制するため、光の属性を極限まで利用するフォトニックネットワーク技術による低消費電力光ネットワークノード技術等、極限光ネットワークシステム技術の研究開発を引き続き推進します。

農林水産省では、国産バイオ燃料の利用促進を図るため、バイオエタノールの生産コストを大幅に削減する技術開発を進めるとともに、地球温暖化が将来の農林水産業に与える影響を的確に予測する技術や生産現場において短期的に解決すべき高温障害等に適応する技術の開発、eDNA（土壌より抽出したDNA）解析により土壌の生物性を評価する技術の開発、環境保全

型農業等の農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価手法の開発について推進します。さらに、これらの研究開発に必要な生物遺伝資源の収集・保存や特性評価等を推進します。

経済産業省では、植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する高度モノ作り技術の開発や微生物群の制御等による産業廃水等の高効率バイオ処理技術の高度化を引き続き実施します。また、バイオテクノロジーの適切な産業利用のためのカルタヘナ法の適切な施行や、海外の遺伝資源の円滑な利用を促進するため関係者との協議を行う等、事業環境の整備を引き続き実施します。

国土交通省では、地球温暖化対策にも配慮しつつ地域の実情に見合った最適なヒートアイランド対策を検討できるシミュレーション技術の実用化や、地球温暖化対策に資する都市緑化等によるCO₂の吸収量算定

手法の開発等を引き続き実施します。下水道技術開発プロジェクト（SPIRIT21）においては、下水汚泥有効利用の新技术開発を図る下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト（LOTUS Project）により開発された技術の普及を積極的に進めます。また、超大型浮体式海洋構造物（メガフロート）や次世代内航船（スーパーエコシップ）の普及を引き続き図ります。海運からのCO₂の排出削減に向け、船舶の計画・建造段階で実運航時のエネルギー効率を示す評価指標（実燃費指標）を開発することにより、エネルギー効率の良い船舶の普及を目指します。さらに、船舶からの大気汚染防止に関する国際規制強化の動向に対応するため、排出ガスに含まれるNO_x等を大幅削減する環境に優しい船用エンジンの実用化に向けて、排出ガス後処理装置（SCR触媒）及び燃料噴射系の改良等の研究開発を引き続き推進します。

2 技術の振興

(1) 環境技術の開発支援

地球温暖化対策技術開発事業では、環境エネルギー技術革新計画や、イノベーション25において推進が図られている、社会還元加速プロジェクトを踏まえ、「セルロース系資源由来等第二世代バイオ燃料製造・利用技術開発」、「地域におけるバイオマス資源総合活用システム技術開発」、及び「マイクログリッド等新エネルギー面的利用技術開発」を戦略的温暖化対策技術開発と位置づけ、重点テーマとして実施します。また、「家庭・業務部門における省CO₂化システム技術開発」などを重点テーマとして支援を行います。それ以外の地球温暖化対策として重点的に取り組むべき分野や製品開発段階に移行した温暖化対策技術についても引き続き支援します。経済産業省では、省エネルギー、新エネルギー、原子力、クリーンコールテクノロジー及び二酸化炭素回収・貯留（CCS）の技術開

発を引き続き実施します。

環境技術実証事業は、引き続き先進的な環境技術の普及に向けた取組を推進するとともに、新たな分野での技術実証を実施します。

また、更なる環境測定分析の精度向上等を目指して、引き続き地方公共団体の環境測定分析機関等を対象とした環境測定分析統一精度管理調査を実施します。

(2) 技術開発等に際しての環境配慮及び新たな課題への対応

「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」に基づき、事業者の作成した浄化事業計画が本指針に適合しているか否かについて、事業者の求めに応じて確認を行う等、引き続き適切な制度の運用を行います。

3 国における基盤整備等

文部科学省においては、大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所が実施する人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を総合化する研究プロジェクトや科学研究費補助金による研究助成など、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究の推進や研究施設・設備の整備・充実へ

の支援を行います。また、戦略的創造研究推進事業等により、環境に関する基礎研究を推進します。

環境省においては、大気粉じん等の環境試料や絶滅のおそれのある生物の細胞・遺伝子を長期保存し、環境研究の知的基盤としていくための「環境試料タイムカプセル化事業」を引き続き実施します。



4 地方公共団体、民間団体等における取組の促進

「地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業」を実施し、地域で不足する情報交換体制及びネットワークの強化を図り、地域における産学官連携による環境技術開発の基盤整備を推進します。

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施す

るほか、地域固有の環境問題等についての研究活動も活発に推進しています。これらの地方環境関係試験研究機関との緊密な連携を確保するため、地方公共団体環境試験研究機関等所長会議を開催するほか、環境保全・公害防止研究発表会を開催し、研究者間の情報交換の促進を図ります。

5 成果の普及等

地球環境保全等試験研究費、環境研究・技術開発推進費、地球環境研究総合推進費及び循環型社会形成推進科学研究費補助金の競争的研究資金により実施され

た研究成果について、引き続き、広く行政機関、民間企業等に紹介し、その普及を図ります。

第4節 環境情報の整備と提供・広報の充実

1 環境情報の体系的な整備と提供

(1) 環境情報の整備と国民等への提供

環境省ホームページを始めとして、アクセシビリティ等利便性を向上させるとともに、より一層の情報提供内容の充実を図ります。

さらに、「環境情報戦略」に基づき、環境情報に立脚した環境行政の実現や利用者のニーズに応じた環境情報の提供を一層推進していきます。

環境の状況を地理情報システム（GIS）を用いて提供する「環境GIS」については、引き続きシステム改良や情報の充実を図ります。

港湾など海域における環境情報を広く共有し、有機的な連携を図るための基盤システムである海域環境データベースの整備・運用を引き続き行います。

生物多様性については、自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）やモニタリングサイト1000の成果等に係る情報の充実を図るとともに、「生物多様性情報システム（J-IBIS）」の機能拡充を推進します。また、「生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム（CHM）」において情報源情報（メタデータ）の登録を促進します。

「インターネット自然研究所」については、国立公

園のライブ映像をはじめとする各種自然情報の提供を引き続き行います。

加えて、海洋の生物多様性に関する広域的なデータを収集整理し、GISデータの活用を考慮して統合・解析を行い、生物多様性保全上重要な海域・海洋生物を特定した「海洋自然環境情報図」の作成に着手します。

また、国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいては、サンゴ礁保全に必要な情報の収集・公開等を行います。

(2) 各主体のパートナーシップの下での取組の促進

環境省と国連大学が共同で運営している地球環境パートナーシッププラザを交流・対話の拠点として、パートナーシップの促進のための情報収集・発信を行うとともに、全国各ブロックの地方環境パートナーシップオフィスにおいても地域と行政をつなぐ環境情報の収集・提供を進めます。また、環境保全団体の経済的な自立を推進するため、事業型環境NPO、社会的企業の立ち上げ支援の取り組みも進めていきます。

2 広報の充実

地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行います。環境基本法に定められた「環境の日」（6月5日）を中心とした環境月間においては、国、地方公共団体、民間団体、産業界など広く国民各層の協力の下に、環境保

全活動の普及・啓発に関する各種行事等を全国的に展開します。また、引き続き大臣等と国民との直接の意見交換の場を設け、環境問題について対話を実施します。

第5節 地域における環境保全の推進

1 地域における環境保全の現状

(1) 地方環境事務所における取組

地域の行政・専門家・住民等と協働しながら、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化対策、国立公園の保護・管理、外来生物対策などに機動的できめ細かな対応を行い、地域の実情に応じた環境施策の展開に努めます。

(2) 地方公共団体の環境保全対策

地域の特性に応じたさまざまな施策に対して協力・支援を行います。また、地方公共団体の行う環境保全に資する事業については、地方債も含めた地方財政上の支援措置を講じます。

2 循環と共生を基調とした地域づくり

(1) 持続可能な地域づくりに対する取組

集約型・低炭素型の都市の構築など、環境負荷の小さいまちづくりの実現に向け、CO₂削減シミュレーションを通じた計画策定や事業の実施を支援します。また、国民の個人資産を地域の環境保全などの社会的な事業に活用する市民出資・市民金融の取組を促進する方策を検討します。

地球環境問題からリサイクル対策まで多岐にわたる地域の課題を視野に入れ、市民との協働を図りながら、環境の恵み豊かな、持続可能なまちづくりに取り組んでいる地域を対象に表彰を行う「循環・共生・参加まちづくり表彰」を引き続き実施します。

先導型再開発緊急促進事業によって、省エネルギー等を図った施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対する支援を行います。

先導的都市環境形成総合支援事業によって、地区・街区レベルの先導的な都市環境対策を推進する支援を行います。

(2) 景観を保全・創造する地域づくりに対する取組

河川と一体となったまちなみ景観の保全・創造のために、各地域において美しい水辺空間の創出を推進します。

各地域における快適な環境を確保するべく文化財保護に係る各種制度を活用します。豊かな歴史的環境の確保・保全のため、史跡等の公有化及び整備・活用を推進します。また、地域における生活・生業や当該地域の風土によって形成された文化的景観を保存・活用するため、重要文化的景観の選定や文化的景観に係る調査、普及・啓発などの事業を進めます。宿場町や城下町等の伝統的建造物群及びこれと一体となって価値を形成している環境を保存するため、伝統的建造物群保存対策調査を実施します。重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物の保存修理、防災施設等の設置、建物や土地の公有化などの事業を進めます。

また、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき指定された歴史的風土保存地域において、特に枢要な部分を構成している地域について、歴史的風土特別保存地区の指定や地方公共団体による土地の買入れ等を推進します。



3 公害防止計画

平成20年度末で公害防止計画の計画期間が終了した地域について、環境質の改善状況及び施策の実施状

況等を検証するとともに、今後の制度のあり方等を検討します。

第6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策

公害に係る健康被害については、予防のための措置を講じ、被害者の発生を未然に防止するとともに、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）の被認定者に対し

ては、汚染者負担の原則を踏まえて迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ります。

また、公害紛争処理について、紛争の態様に即した迅速かつ適正な解決を進めます。

1 健康被害の救済及び予防

(1) 公害健康被害補償及び予防

ア 公害健康被害の補償等に関する法律の適切な運用

(ア) 補償給付等の実施

被認定者に関する補償給付については、労働者の平均賃金の動向等を踏まえて必要な給付額の改定を行うとともに、被認定者の健康の回復等を図るため、公害保健福祉事業を引き続き実施します。

(イ) 公害健康被害予防事業の実施

独立行政法人環境再生保全機構において、公害健康被害予防基金等をもとに、調査研究、知識の普及及び研修の各事業を直接行うとともに、地方公共団体等が旧第一種地域等を対象に行う計画作成及び健康相談、健康診査、機能訓練、施設等整備等の各事業に対し助成金の交付を行います。

(ウ) 費用負担

旧第一種地域に係る補償給付額（公害保健福祉事業に係る原因者負担分を含む。）の所要額は、平成21年度において約526億円と見込まれており、これらの費用を賄うため、工場・事業場分については汚染負荷量賦課金を徴収し、自動車分については自動車重量税収見込額の一部に相当する額を引き当てます。

イ 水俣病対策の推進

水俣病対策については、与党（自由民主党及び公明党）の水俣病問題に関するプロジェクトチームと連携

して、関係地方公共団体とも協力しながら取組を進めます。また、医療事業等の円滑な実施を図っていきます。さらに、水俣病被害者等の高齢化に対応した医療と地域福祉を連携させた取組等を進めます。

(2) アスベスト（石綿）健康被害の救済

石綿による健康被害については、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、引き続き、被害者及びその遺族の迅速な救済を図ります。救済給付に必要な費用については、引き続き事業主から拠出金を徴収します。また、各都道府県からも拠出されます。

(3) 環境保健に関する調査研究

ア 環境保健施策基礎調査等

(ア) 大気汚染と呼吸器疾患に係る調査研究

大気汚染と健康状態との関係について引き続き環境保健サーベイランス調査を行います。

幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響について疫学的な解明を行うため、学童コホート調査、幼児症例対照調査及び成人を対象とした疫学調査を継続して着実に実施します（そら（SORA）プロジェクト）。

また、（独）環境再生保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を引き続き行っていきます。

(イ) 新たな環境要因による健康影響に関する調査研究

花粉症に関する取組として、発生源対策、花粉飛散

量予測・観測、発症の原因究明、予防及び治療を関係省庁が協力して推進します。環境省では、スギ・ヒノキ科花粉総飛散量予測及び花粉終息予測の公表等を引き続き実施します。また、花粉自動計測器の適切な維持管理を行うとともに、**花粉観測システム（愛称：はなごさん）**の改良を図り、花粉飛散情報の迅速かつ正確な提供に努めます。

このほか、電磁環境や熱中症、黄砂等の健康影響に関する調査等を進めます。

イ カドミウム環境汚染地域住民健康調査

カドミウム汚染地域住民の保健管理等今後の環境保健対策に資するため、神通川流域住民健康調査を引き

続き実施します。

ウ 重金属等の健康影響に関する総合研究

水銀やカドミウムなどの重金属等の健康影響に関して、科学的な知見を得るために調査研究を実施します。

エ 石綿による健康被害に関する調査等

健康リスク調査、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく被認定者に関する医学的所見等の解析調査及び諸外国の制度に関する調査等を引き続き実施します。

2 公害紛争処理等

(1) 公害紛争処理

公害等調整委員会では、地方在住者の負担を軽減するために当事者双方の主張や立証を聴取する期日を現地で積極的に開催し、迅速かつ適正に事件を処理するために調査を適時適切に実施し、都道府県公害審査会等の連携を強化するなど、国民に身近で効率的な公害紛争処理制度の活発な運用を進めます。

(2) 公害苦情処理

地方公共団体の公害苦情処理事務が適切に運営されるよう、苦情の受付及び処理の実態を把握するための「公害苦情調査」を行うとともに、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とする公害苦情相談研究会の開催等を通じて、指導などに当たります。

3 環境犯罪対策

産業廃棄物の不法投棄等の悪質な環境破壊行為の取締りを重点として、地域住民の協力を得て違反情報の入手に努めるとともに、環境犯罪に対する取締りの強化を図ります。また、関係行政機関、環境保護団体、

事業者団体などの連携を強め、広報啓発活動を積極的に推進し、廃棄物の排出事業者などの遵法意識を高めるとともに、広く国民の間に、環境犯罪を許さない意識を醸成します。

第7節 環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進

1 環境教育・環境学習の推進

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針に沿って、環境教育をさらに充実していくとともに、「21世紀環境教育プラン～いつでも（Anytime）、どこでも（Anywhere）、誰でも（Anyone）環境教育AAAプラン～」として、関係府省が連携して、家庭、学校、地域等における生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していきます。

さらに、より幅広い主体が連携し、体験を重視した場や機会を広げながら、表6-7-1を始めとした環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していきます。

平成21年度に日本で開催される第10回日中韓環境教育ワークショップ・シンポジウムの成功に向け、中国や韓国と協力していきます。



2 環境保全活動の促進

(1) 民間団体等による環境保全活動の促進

ア 市民、事業者、民間団体による環境保全活動の支援

環境省では、引き続き環境カウンセラーの登録を促進するとともに、個々の環境カウンセラーの活動を支援することにより、環境カウンセラー制度の一層の普及を図ります。

(独) 環境再生保全機構が所管する「地球環境基金」において、引き続き、国内外の民間団体が国内及び開発途上地域で行う環境保全活動への助成、セミナーの開催、調査研究等、民間団体による環境保全活動を促すための事業を行います。

さらに、森林ボランティアを始め、企業、NPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進するための事業を実施します。

表6-7-1 環境教育・環境学習に関する施策の例

	施策名	実施省	概要
人材の育成	水俣病経験の普及啓発セミナー	環境省	継続 小・中・高等学校の先生、環境・教育を学ぶ学生等を中心に、NPOや環境に興味のある一般市民を対象とする水俣病経験の普及啓発セミナーを実施。
	持続可能な開発のための教育(ESD)を担うアジア高等教育機関人材育成事業	環境省	継続 平成19年度に策定した「アジア環境人材育成ビジョン」に基づき、アジアの環境人材を育成するため、産官学民の連携による環境人材育成の取組を促す環境人材育成コンソーシアムの立ち上げ、大学で活用できる教育プログラムの開発・普及事業等を引き続き行う。
場や機会の拡大	こども環境白書	環境省	継続 環境保全に関する意識の啓発を図るため、環境白書の小中学生向け簡易版を作成し、環境教育教材として主に教育委員会を通じて参考配布するとともに、インターネットで公開。
	大気環境保全に関する普及啓発事業	環境省	継続 市民参加による酸性雨の簡易測定の普及、「大気汚染防止推進月間」における各種キャンペーン、全国星空継続観察、音環境モデル都市事業等の大気環境保全に関する普及啓発の実施。
	かんたん化学物質ガイド	環境省	継続 家庭等の身近なところから排出される化学物質について考える機会を提供するよう、子どもにも分かりやすい小冊子を配布するとともに、インターネットで公開。
	エコスクールパイロット・モデル事業	文部科学省 経済産業省 農林水産省 環境省	継続 環境負荷の低減や自然との共生に対応するとともに、環境教育の教材として活用できる学校施設の普及・啓発を目的として、関係省庁と連携し太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を推進。
	自然再生事業対象地の環境学習への活用	農林水産省 国土交通省 環境省	継続 自然再生事業において、その対象地が自然環境学習の場として活用されるよう必要な協力を努める。
	遊々の森	農林水産省	継続 国有林野を学校等の体験学習の場として利用できる「遊々の森」の設定・活用を推進。
	ふれあいの森	農林水産省	継続 国有林野を国民による自主的な森林づくり活動の場として利用できる「ふれあいの森」の設定・活用を推進。
	森林・林業体験交流促進事業	農林水産省	新規 国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施。
	森林の多様な利用・緑化の推進	農林水産省	継続 子どもたちの継続的な森林体験活動を通じた森林環境教育の場、市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施。
	森林環境教育活動の条件整備促進事業	農林水産省	継続 企画・調整力を有する質の高い人材育成のための研修、活動や施設等の評価基準の策定、学校林の整備・活用を行うモデル学校林の設定等を実施。
	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	農林水産省	継続 植樹祭等の緑化行事の実施や企業の社会貢献活動としての森林づくりをはじめとする森林ボランティア活動等への支援を実施。
	自然とふれあひの日の推進	環境省	継続 「自然とふれあひの日の集い」(4月)や「全国自然歩道を歩こう月間」(10月)、「平成21年度自然公園ふれあひ全国大会」(8月)など、自然とふれあひ様々な行事を全国各地で実施。
	地域におけるESD取組強化促進事業	環境省	継続 ESDを推進するため、モデル的な実践を行うことにより得られた成果を踏まえ、地域における多様な主体の参画により、地域に根ざしたESDの取組を全国的に普及させる仕組みとして、ESD推進フォーラム、ESDの団体登録制度やコーディネーター育成手法の検討等を行う。
	クールアーススクール事業	環境省	新規 クールアーススクール(地球温暖化をはじめとする環境問題に配慮した学校)登録システムの構築を目指し、登録システムの検討及び実践ガイドライン・事例集の策定、クールアーススクール地域支援実証事業を実施する。
	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	文部科学省 国土交通省 環境省	継続 身近に存在する川などの水辺における環境学習・自然体験活動を推進するため、市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となった体制の整備を行うとともに、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等を行っている。
	こどもエコクラブ事業	環境省	継続 子どもたちの地域における自主的な環境活動・環境学習を支援するため、「こどもエコクラブ」の結成、登録の呼びかけを実施。
	学校エコ改修と環境教育事業	環境省	継続 学校校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施。

イ 各主体間のパートナーシップの下での取組の促進

環境省では、事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組の支援や交流の機会を提供するために、「地球環境パートナーシッププラザ」及び「地方環境パートナーシップオフィス」を拠点としてパートナーシップの促進を図ります。

また、広くNGO・企業等からの政策への提言等を受け、優れた提案についてはモデル事業化するなど、

引き続き、パートナーシップによる政策の企画立案に努めます。

(2) ライフスタイルの変革に向けた取組

エコドライブの推進については、エコドライブ普及連絡会において設定した11月の「エコドライブ推進月間」を中心に、地方公共団体との連携等を通じて「エコドライブ10のすすめ」の普及啓発を引き続き実施します。

3 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組

2005年（平成17年）から始まった「国連持続可能な開発のための教育の10年」については、我が国における実施計画に基づき、多様な主体とともに、関係府省が緊密に連携して関連施策を推進します。特に、

普及啓発、地域における取組支援、高等教育機関における取組支援を重点的に進めます。また、アジアの環境リーダー育成イニシアティブの展開等の国際的な協力を様々なレベルで進めます。

4 環境研修の推進

環境調査研修所では、各研修の内容を環境行政の新たな展開や地方公共団体等からの研修ニーズに対応させ、充実を図ります。

平成21年度は、「騒音・振動防止研修」の再開、

「廃棄物・リサイクル基礎研修」及び「産業廃棄物対策研修（産廃アカデミー）」の年1回から年2回への回数増、「課題分析研修」の再編などを行います。

第8節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組

1 経済的措置

(1) 経済的助成

都市における緑地の整備等各種の公害防止のための事業助成を引き続き推進するほか、中小企業が円滑に公害防止を実施できるよう、指導・相談、技術開発に係る助成等の充実を図ります。

ア 環境保全事業のための助成

(ア) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金、鉱害防止事業基金への拠出金及び公害防止事業費事業者負担法による事業者負担金に対する融資を引き続き行います。

(イ) 日本政策金融公庫

大気汚染対策や污水处理対策、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の総合的な促進による廃棄物・リサイクル対策等の公害防止対策に係る融資施策を引き続き講じます。

また、中小規模の事業者による環境マネジメントシステムの導入を促すため、低利融資制度を引き続き実施し、事業者のエコアクション21認証取得及びそれに伴う環境対策投資の支援を行います。

(ウ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

騒音、ばい煙などの公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が集団で工場適地に移転し、施設を整備事業に対して、引き続き融資を行います。また、アスベスト対策を伴うもの、廃棄物・リサイクル



対策、低公害車等の普及促進、公害発生物質の適切な排出削減等の公害防止対策に中小企業者が共同で取り組む施設を整備する事業に対して、引き続き融資を行います。さらに、中小企業が、環境・安全管理に関する各種法規制への対応やISOなどの認証の取得を進めていく上で有益なアドバイスをを行います。

イ 税制上の措置等

平成21年度税制改正において、①自動車重量税及び自動車取得税の時限的免除・軽減措置、②低公害車用燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置について要件を緩和した上で延長、③既存住宅について一定の省エネ改修を行った場合の住宅ローン減税の控除額の特例の延長及び住宅の省エネ改修に係る税額控除制度の特例の創設、④長期優良住宅に係る税額控除制度の創設及び住宅ローン減税の延長・拡充、⑤省エネ・新エネ設備への投資についての即時全額損金算入制度の創設、⑥PFI事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る税制上の特例措置の延長、⑦指定物質回収設

備、揮発性有機化合物排出抑制設備に係る特別償却制度の延長、⑧緑化施設に係る固定資産税の特例措置の延長、⑨植林費の損金算入の特例措置及び山林所得に係る森林計画特別控除措置の延長等を行います。

(2) 経済的インセンティブ

環境への負荷に経済的負担を課すことを通じ、環境負荷低減へのインセンティブを与える手法については、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制、都市・生活公害対策、廃棄物の抑制などの分野に応じ、その適切な活用について検討します。

地球温暖化防止のための環境税については、税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係、諸外国における取組の現状等に考慮を払い、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題です。

2 環境配慮型製品の普及等

(1) グリーン購入の推進

グリーン購入法に基づく基本方針において、国等の機関が特に重点的に調達を推進すべき物品等として定めている特定調達品目及びその判断の基準については、環境物品等の開発・普及の状況や科学的知見の充実等に応じて適宜追加・見直しを行うこととしています。このため、学識経験者による検討会を設けているほか、平成21年度は、20年度に引き続き、重点的に検討する品目に分科会を設け、品目の更なる拡充及び基準の強化を図ります。

国等の各機関では、基本方針に即して毎年度各機関の業務の実情に応じて、特定調達品目ごとの具体的な調達目標などを定めた調達方針を作成・公表し、これに基づいて環境物品等の優先的調達を推進するほか、年度終了後にはその調達実績の概要を公表します。

(2) 環境配慮契約（グリーン契約）

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という）に基づく基本方針（平成19年12月7日閣議決定。平成21年2月6日変更）では、電力調達、自動車購入、ESCO（省エネルギー改修）事業、建築設計の4分野における契約について、具体的な環境配慮の方法や手続について定めていますが、適宜追加・見直しを行っていきます。国及び独立

行政法人等は、この基本方針に従って環境配慮契約に取り組む義務があり、機関ごとに契約の締結実績を公表することになります。

(3) 環境ラベリング

購入者が、製品やサービスに関連する適切な環境情報を入手できるよう、環境ラベリングその他の手法による情報提供を進めるため、国際的な動向を踏まえながら、環境ラベル制度の相互認証確立に向けた調査及び検討を行います。また、グリーン購入の取組を促進する民間団体による情報提供の取組を促進します。さらに、タイプⅡ環境ラベルや民間団体が行う情報提供の状況を引き続き整理・分析して提供するとともに、適切な情報提供体制の在り方について検討します。また、タイプⅢ環境ラベルであるエコリーフ環境ラベルについて一層の普及促進を図ります。

(4) ライフサイクルアセスメント（LCA）

資源採取から使用、廃棄に至るライフサイクル全体の環境負荷について、製品相互間の比較評価をするため開発したライフサイクルアセスメント（LCA）手法について、その手法の適用に関する課題の整理を進めながら、製品やサービスに起因する環境負荷をライフサイクル的視点から定量化し、その結果を分かりやすく消費者に提供する「商品環境情報提供システム」を

運用し、企業における**環境配慮設計**の導入を支援するとともに、**環境配慮型製品**（エコプロダクツ）の開発・市場拡大を促進します。

(5) 標準化の推進

日本工業標準調査会（JISC）は、環境配慮製品の市場の創出・拡大を図るため、**3R**・環境配慮設計・地球温暖化対策・有害物質対策・環境汚染対策に資する規格の制定・改正に取り組むほか、環境関連法令や契約等の中で**環境JIS**がどのように活用されているかについて調査・検討を継続して行い、**環境JIS**制定・改正・活用の促進に役立てます。

(6) 環境適合設計

製品の設計段階において、製造から廃棄に至るまでを見通して環境負荷の低減を図るとともに、長寿命化なども視野に置いた対応を図ろうとする**環境適合設計**

について、**ISO/TR 14062**を参考に日本企業のこれまでの経験を生かしながら、ISO及び電気分野の標準規格を策定する国際的な団体であるIECにおける検討に参加し、貢献するとともに、その幅広い普及を図っていきます。

(7) カーボンフットプリント制度

商品・サービスのライフサイクル全般（原材料調達から廃棄・リサイクルまで）で排出される**温室効果ガス**をCO₂量に換算し、表示する**カーボンフットプリント**制度について、平成20年度に取りまとめた「カーボンフットプリント制度の在り方（指針）」と「商品種別算定基準（PCR）策定基準」に基づき、平成21年度から世界最大規模の市場導入試行事業を行い、その取組から課題を整理し、さらなる精緻化に努めます。また、国内の取組や国際動向を踏まえ、ISO（国際標準化機構）等における国際標準化に向けた議論に積極的に貢献します。

3 事業活動への環境配慮の組み込みの推進

(1) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムの導入を幅広い事業者に広げていくため、更なる普及促進に努めます。中小規模の事業者向けに策定された**環境マネジメントシステム**である「**エコアクション21**」について改訂を行うとともに、一層の普及促進を図ります。さらに、ISO14001の認証制度の信頼性を維持・向上するため、認定機関、認証機関等が従うべきガイドラインを作成するなどの新たな取組を講じ、ISO14001の一層の普及に努めます。また、国際標準化機構（ISO）については、**環境マネジメントシステム**の段階的適用の指針（ISO14005）の平成22年発行に向けて、作業を進めています。

(2) 環境会計

総合的な**環境会計**ガイドライン等を通じて、環境会計手法の一層の普及促進を図るとともに、発展途上にある環境会計の手法確立に向けて、国内外の研究成果や先進的な実務動向を踏まえた調査を進めます。また、環境管理会計の一手法である**マテリアルフローコスト会計**の国際標準化作業を円滑に推進するために、国内における優良導入事例の蓄積を目的とした事業者団体等による**マテリアルフローコスト会計導入実証事業**等を支援します。加えて、平成23年3月のISO国際規格発行を目指し、我が国が議長及び幹事を務めるWGにおいて引き続き主導的な役割を果たします。

(3) 環境報告書

環境報告ガイドラインの更なる普及促進や、優れた**環境報告書**の表彰、普及啓発のイベント等を通じて、様々な事業者による質の高い環境報告書の作成・公表を引き続き促進していきます。

また、**環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律**（平成16年法律第77号）に基づいて、平成20年度に行った法律の評価・検討も踏まえ、環境報告書の作成・公表の普及促進と事業者・国民による利用促進のための施策を推進します。さらに、環境報告書の信頼性の向上を図るため、環境報告書の自己評価や第三者審査などの自主的な取組の推進を図ります。

(4) 公害防止体制の促進

平成19年3月に示した「**公害防止ガイドライン**」を踏まえ、多くの事業者が公害防止に関する自主的な取組を更に推進するよう、中小企業も対象にして引き続き同ガイドラインの普及啓発を行うとともに、ガイドラインに沿った産業界の取組状況をフォローアップしていきます。また、平成20年4月に取りまとめられた「効果的な公害防止取組促進方策検討会報告」を踏まえ、公害防止を促進するための方策等を検討、実施します。



(5) 温室効果ガスの排出量等の定量化等に関する標準化

事業活動における温室効果ガスの排出量・除去量の

定量化等の適正化のため、温室効果ガスの排出量・除去量の定量化等に関する国際規格（ISO14064-1～3）を基にしたJISを制定します。

4 環境に配慮した投融資の促進

個人金融資産の有効な活用という視点も踏まえ、環境に配慮した事業活動を評価する投融資の普及促進を図ります。そのため、企業等による金融の手法を活用した環境保全の推進に関する調査研究や、以下に掲げる市場への環境配慮の織り込みを促進するための事業を実施するほか、金融機関も含めた事業者への情報提供や普及啓発を行っていきます。

(1) 市場への環境配慮の織り込み

国民の個人資産を地域の環境保全事業等に活用するコミュニティ・ファンドの取組を促進するため、コミュニティ・ファンドが投融資する事業に対して、事業関係者を含めて環境面等からの評価を実施し、その結果を事業の見直しに反映させる取組を支援します。また、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて金利優遇を行う「環境格付」手法を用いた融資の普及促進に加え、温室効果ガス排出抑制のための投資に対する、地域における低利融資の取組について支援します。

さらに、民間主体による環境投資を促進していくた

め、**環境報告書**や**環境ラベル**等の普及促進による環境に配慮した事業活動や商品等の情報提供の拡大などにより、環境情報の利用を促進し、市場の中で環境配慮の取組が適切に考慮されるように努めます。

(2) 環境投資の促進のための環境整備

環境投資の促進のための環境整備を図るため、企業における環境に配慮した事業活動及び投資活動の現状把握と促進、環境ビジネスの振興、**グリーン購入**など需要面からの環境投資の促進、**環境配慮型融資**や**社会的責任投資（SRI）**等の普及促進など、環境投資のための資金調達の円滑化が図られるための枠組みづくりに引き続き取り組めます。

(3) 「環境力」評価手法の活用

市場において環境に配慮した製品・サービス・企業の環境力を適切に評価し、投融資行動につなげるため、平成20年度に開発した「環境力」評価手法の普及啓発等を行っていきます。

5 その他環境に配慮した事業活動の促進

(1) 地域等での環境に配慮した事業活動

新たな温暖化対策ビジネスの起業支援等による環境ビジネスの育成・振興、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組む企業が社会や市場から高く評価されるような条件整備、**環境技術実証モデル事業**等による環境技術の普及及び商業化の促進並びに環境技術開発の促進などの取組を進めます。1人1日1kgの温室効果ガス削減をモットーとして地域ぐるみで環境配慮活動を促進する「**環境配慮活動活性化ビジネス促進事業**」を発掘し、支援します。

また、製品としていたものをサービス化して提供する「**グリーン・サービサイジング事業**」について、これまでに整備を行った事例集や環境負荷低減効果の測定手法について、普及促進を行っていきます。

また、都市開発分野での取組も対象に加えた社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）により、民間事業者による緑の保全・創出活動を引き続き支援します。

(2) エコ・アクション・ポイント

平成20年度より開始している、国民一人ひとりの温暖化対策行動に経済的インセンティブを付与する**エコ・アクション・ポイント**について、全国型のモデル事業では、多様な企業の参画を得た事業として本格展開し、幅広い国民の参加を促進します。地域型事業では、20年度モデル事業の成果を踏まえ、採択事業の周辺地域や関連事業者内での拡大等を通じて他地域での普及・拡大を図ります。

6 社会経済の主要な分野での取組

(1) 物の生産・販売・消費・廃棄

ア 一般的な取組

事業活動への環境配慮の織り込みを深めるため、**環境報告ガイドライン**の普及や、**環境マネジメントシステム**や**環境会計**の導入、**環境パフォーマンス評価**、**LCA**の実施について検討を行うなど、引き続き調査研究、情報提供を行います。

環境保全型製品の普及促進については、製品のライフサイクルの観点を盛り込んだエコマーク制度について、製品の環境情報を消費者に提供することも含め、引き続き推進します。

また、ISOにおける標準化等国際的動向を踏まえつつ、**企業の社会的責任（CSR）**などについて調査研究を行い、環境配慮の取組を推進する企業が高く評価される社会システムの検討を行います。

廃棄物・リサイクル対策については、廃棄物の最終処分量減少や循環利用量増加など着実に対策は進んでいます。引き続き廃棄物の**発生抑制**、適正なりサイクル及び適正処理を進めます。

イ 農林水産業における取組

環境と調和のとれた農業生産活動を推進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を引き続き推進します。さらに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定促進や、共同利用機械・施設等の整備に関する支援を引き続き行います。また、地域でまとまって化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な営農活動への支援に取り組むとともに、有機農業の推進に関する基本的な方針に即し、技術の研究開発、成果の普及や消費者に対する普及啓発、有機農業の推進体制の整備等を進めます。

畜産業において発生する家畜排せつ物からの環境負荷を低減するため、たい肥化施設等の施設整備を推進し、**家畜排せつ物法**に基づく適正な管理を確保するとともに、たい肥化による農業利用やエネルギー利用等の一層の推進を図ります。

森林・林業においては、育成複層林施業等の森林整備を促進するとともに、計画的な保安林の指定の推進及び治山事業等による機能が低下した保安林の保全対策、多様な森林づくりのための適正な維持管理に努めるほか、関係省庁の連携の下、木材利用の促進を図ります。

水産業においては、持続的な養殖生産等を図るため、適地での種苗放流による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度の的確な運用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理や資源回復計画に基づく取組を支援します。さらに、沿岸域の**藻場・干潟**の造成等生育環境の改善を実施します。また、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進するとともに、循環型養殖漁場利用の技術開発等を支援します。

ウ 製造業等における取組

食品産業に対しては、環境に係る情報の提供、自主行動計画の策定及び円滑な実施を促すための普及啓発を行います。また、容器包装リサイクル対策を行うとともに、改正食品リサイクル法制度の普及啓発、食品廃棄物を含むバイオマスの利活用推進を図ろうとする地域に対する食品リサイクルシステムの構築及び食品リサイクル施設の導入の促進を図ります。

建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）について、地球温暖化対策として、ライフサイクルCO₂に関する評価の充実等、評価ツールの一層の充実を検討するとともに、まちづくり、戸建住宅等の評価ツールの普及をさらに推進します。

(2) エネルギーの供給と消費

環境への負荷の少ない**新エネルギー**の導入拡大を図るとともに、2010年度における新エネルギーの導入目標（原油換算で1,910万kl）を達成するため、太陽光や風力、バイオマス等新エネルギーの技術開発・導入促進及び制度環境の整備を積極的に推進します。特にバイオマスエネルギーの導入加速化の観点から、大都市圏や沖縄県宮古島における輸送用バイオ燃料に係る大規模な実証等を通し、実用化に向けた取組を行います。また、燃料電池及び水素エネルギー利用に関しては、将来の水素社会の実現に向け、研究開発体制の強化、異分野先端企業間の連携促進、世界初の定置用燃料電池市場立ち上げを支援するための導入補助を行っていきます。さらに、電気事業者による新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務付ける**電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法**（平成14年法律第62号）の着実な運用等を通じて、電力分野における新エネルギーの導入拡大に努めます。

また、原子力については、供給安定性に優れ、エネルギーセキュリティー確立に資するほか、発電過程で二酸化炭素を排出することがなく、地球温暖化対策の



面でも優れた特性を有することから、安全の確保を大前提に、国民の理解の下、原子力を基幹電源として位置付け、核燃料サイクルを含め着実に推進します。引き続き安全対策・防災対策の充実に努めるとともに、「原子力立国」実現のため、次世代軽水炉の技術開発を推進するとともに、高速増殖炉サイクル技術の早期実用化に向けた研究開発等、核燃料サイクルに係る技術開発を着実に推進します。さらに、長期的視点から核融合に関する研究開発を推進します。また、海外ウラン探鉱、大学・大学院等における原子力人材の育成、現場技能者の育成・技能継承を支援します。国際面では、原子力の安全で平和的な利用拡大を推進するため、アジアを始めとする原子力発電導入を検討している国への基盤整備支援や、世界の多様なニーズに対応した原子力技術の国際協力の下での技術開発等の取組を推進します。さらに、原子力施設と立地地域との共生を図る地域振興に向けた継続的な支援を行うとともに、原子力発電及び核燃料サイクルの推進に伴って発生する放射性廃棄物への対策を着実に進めます。

省エネルギー対策については引き続き積極的に推進します。現在、我が国のエネルギー効率は世界最高水準にありますが、一方で業務・家庭部門におけるエネルギー消費が石油ショック以降大きな伸びを示しています。そこで、これらの分野を中心として、省エネルギー対策を抜本的に強化します。トップランナー方式による家電等の省エネルギー性能向上等の推進とともに、経済産業省と環境省の協力の下、家電メーカー、小売事業者及び消費者団体など関係者が連携しながら国民運動として、省エネ家電普及促進フォーラムによる省エネ家電の普及促進、エネルギー消費の伸びが著しい民生部門の省エネルギー対策を確実に進める上で大きな役割を果たし得る高効率給湯器の導入等の省エネルギー関連機器・システム等の導入普及支援及び技術開発の促進等の施策を総合的に推進します。

また、更なる二酸化炭素排出量削減のための対策が必要であることを踏まえ、エネルギー供給構造高度化への取り組みを促進するため、石炭火力発電所の高効率化や高経年化石炭火力発電所の高効率天然ガスコンバインドサイクル発電への転換を実施します。さらに、環境負荷が小さく安定供給に優れた天然ガス利用の促進に向けて、分散型エネルギーシステムの普及を促進、石炭等を燃料とする産業用ボイラー等における天然ガスへの燃料転換等を支援する施策を実施します。また、未利用エネルギー及び排熱等を活用した効率的なエネルギー面的利用を促進します。

(3) 運輸・交通

地方公共団体や民間事業者等が低公害車を導入する際の補助制度、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税・自動車取得税・自動車税の軽減措置、政府系金融機関を通じた融

資制度等を通じて低公害車のさらなる普及促進を図ります。また、地方運輸局単位に官民で構成したエコ・トラック推進協議会による民間活力を通じた低公害トラックの導入促進等を図ります。

また、次世代低公害車の本命と目されている燃料電池自動車について、世界に先駆けた早期実用化を図るため、燃料供給から自動車走行まで一貫した大規模な公道走行実証試験を首都圏等で実施します。

さらに、ディーゼルエンジンの高い熱効率を維持したまま排出ガスの低減を図ることを目的とした予混合圧縮燃焼エンジン技術、革新的後処理システム技術の開発を引き続き進めるとともに、次世代低公害トラック・バスについて、産学官の適切な連携により、開発・試作したジメチルエーテル自動車や非接触給電ハイブリッド自動車等の実証走行試験等を実施します。また、燃料の種類によらず、排出ガス性能基準により低公害性を評価する低排出ガス車の認定制度を活用し、低公害車の更なる普及促進を図ります。

また、交通流対策としては、高度道路交通システム(ITS)の推進、信号機や交通管制システムの高度化等の交通安全施設等の整備、3メディア対応型VICS車載機の普及促進、公共車両優先システム(PTPS)等の整備による公共交通機関の利用促進等により、交通渋滞の緩和を図り、環境負荷の低減に努めます。

「総合物流施策大綱(2005-2009)」の基本的方向性の一つに「グリーン物流」など効率的で環境にやさしい物流の実現が示されており、引き続き、荷主企業と輸配送を請け負う物流事業者の連携を強化し、地球温暖化対策に係る取組を拡大することで、物流体系全体のグリーン化を引き続き推進します。

このため、「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じ、モーダルシフトやトラック輸送の効率化等を荷主と物流事業者が連携して行う事業の支援、優良事業等の普及促進を図るとともに、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を活用して、物流拠点の集約化や共同輸配送等による合理化に対して支援を行い、効率的で環境負荷の小さい物流の実現を引き続き推進します。

鉄道においては、北九州・福岡間の輸送力増強等に対する支援を引き続き実施します。また、鉄道貨物輸送による環境負荷低減に積極的に取り組んでいる企業や商品を認定する「エコレールマーク」制度の普及・拡大を進めます。

都市鉄道新線の整備、在来幹線鉄道の活性化、次世代型路面電車システム(LRT)の整備、駅のバリアフリー化、オムニバスタウン整備、ノンステップバスの導入、鉄道・バス相互の共通ICカードシステムの整備等に対する支援等を通じて環境負荷の小さい公共交通機関の利用促進を図ります。

また、「公共交通利用推進等マネジメント協議会」を通じて、エコ通勤を推進する事業所の公募を引き続き行い、通勤交通の公共交通等への利用転換の促進な

ど、交通サービスの需要サイドによる取組を促進していきます。

さらに、公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通（EST）について、モデル事業や普及推進地域での取組成果を踏まえ、関係省庁及び地方公共団体等と連携しながら全国規模での普及展開を推進していきます。平成21年度より、モビリティ・マネジメント（MM）によるエコ通勤に取り組む企業等に対し、エコ通勤社会実験等の支援を行い、MM普及促進を図ります。

(4) 情報通信の活用

平成22年までにテレワーカーを就業者人口の2割とする政府目標の実現に向け、テレワーク人口倍増アクションプランに基づく施策を政府一体となって推進

しており、テレワークの普及推進のための実証実験やテレワーク環境整備税制、セミナー等の普及啓発等を実施し、アクションプランの着実・迅速な実施に取り組めます。

また、平成20年11月から、情報通信分野のCO₂排出量のさらなる削減の推進や、携帯電話、PHS端末等のリサイクルの推進等について「情報通信分野におけるエコロジー対応に関する研究会」において検討しておりますが、引き続き検討を重ね、平成21年6月を目途に本研究会の検討結果を取りまとめ、情報通信分野の環境問題への対応を推進します。

加えて、国際電気通信連合電気通信標準部門（ITU-T）の「ICTと気候変動」問題に関する国際標準化の検討に積極的に関与し、ICTによる地球温暖化問題への貢献を推進します。

第9節 国際的取組に係る施策

1 地球環境保全等に関する国際協力等の推進

(1) 地球環境保全等に関する国際的な連携の確保

ア 多国間の枠組みによる連携

(ア) 国連を通じた取組

①ヨハネスブルグ・サミット後の持続可能な開発に向けた取組

ヨハネスブルグ・サミットにおいて採択された「実施計画」が着実に実施され、持続可能な開発に向けた全世界的な取組が強化されるよう国連持続可能な開発委員会（CSD）等を通じて、最大限貢献していきます。また、産業界、学界、地方公共団体、民間団体など幅広い主体が持続可能な開発の実現に向けて積極的に活動できるよう支援します。

②国連環境計画（UNEP）における活動

環境基金への財政的な支援を引き続き行うとともに、管理理事会で決定された重点分野及びヨハネスブルグ・サミットのフォローアップをUNEPが実行するに当たり、日本の環境分野での多くの経験と豊富な知見を生かし、今後とも積極的に貢献します。また、UNEP親善大使を通じて草の根環境保全活動を推進します。

UNEP国際環境技術センター（IETC）が実施する開発途上国等への環境上適正な技術（EST）の移転に関する支援及び環境保全技術に関する情報の収集・整備及び発信への協力等を継続するとともに、関係府県市等と協力して、同センターの円滑な業務の遂行を

引き続き支援します。

また、UNEPアジア太平洋地域事務所（ROAP）が実施する、アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）の持続可能な開発のためのショーケースプロジェクトを支援します。

③その他

「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」の活動については、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）及び地球環境戦略研究機関（IGES）等に協力し、推進していきます。

(イ) 世界気象機関（WMO）における取組

WMOが実施する地球環境保全のための取組について、アジア太平洋地域を始めとする各国の気象機関等と協力して推進します。また、2009年（平成21年）8～9月にスイス・ジュネーブで予定される第3回世界気候会議（WCC-3）の開催に向けた活動に積極的に参画・貢献します。

(ウ) 経済協力開発機構（OECD）

「OECD21世紀最初の10年の環境戦略」の更なる実施のため、今後ともOECDの環境分野における活動に積極的に参画・貢献します。

(エ) 世界貿易機関（WTO）等における取組

自由貿易の推進と環境保全の両立を図っていくよ



う、WTOにおける議論に積極的に参加します。またWTOにおける多国間の貿易自由化に加え、最近取組が進んでいる二国間の経済連携協定等の推進に当たっても、貿易を始めとする国際経済活動と環境保全との相互支持性を向上させるための具体的取組をさらに進めます。

(オ) 主要国首脳会議（G8サミット）における取組

2009年（平成21年）7月のイタリア・ラクイラサミットでは、環境・気候変動問題は主要議題の一つとして取り上げられる予定です。これに向け、4月にイタリア・シラクサで開催されるG8環境大臣会合では「気候変動」「生物多様性」について議論し、前議長国として積極的に貢献していきます。

(カ) アジア太平洋地域における取組

2008年に開催された第1回東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合の結果を受けて、東アジアにおける「環境的に持続可能な都市」の実現に向けた協力を積極的に進めるとともに、第8回ASEAN+3（日中韓）環境大臣会合に向けて、引き続きアジア地域の環境協力において主導的役割を果たします。また、環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目指すクリーンアジア・イニシアティブを引き続き推進していきます。

APFED第IIフェーズの活動を積極的に支援し、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた取組を推進します。日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）については、平成21年度に中国で開催される第11回会合の成功に貢献していきます。また、北東アジア準地域環境協力プログラム（NEASPEC）等への積極的な参加を通じ、北東アジア地域、さらには地球規模の環境保全に関する政策対話の強化に努めます。

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）の枠組みを活用し、地域内の研究活動等への支援を積極的に行います。

地球温暖化アジア太平洋地域セミナーを今後とも開催するとともに、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）を推進します。

黄砂については、中国、韓国、モンゴル等の関係各国や国際機関との連携を強化しつつ、国際的なプロジェクト等を推進していきます。

アジア水環境パートナーシップ（WEPA）事業を推進するため、関係各国と連携し、水環境ガバナンス向上に向けた人材育成、ネットワークの拡充を行います。また、その過程で得られた有益な情報等を収集・整理し、WEPAデータベースを充実させます。

アジア諸国における石綿対策技術支援については、3カ年計画の最終年度であり、行政・技術専門家を派遣するとともに、アジアの一国にてワークショップを

開催し、提言の取りまとめ等を行います。

2009年（平成21年）2月に開催された第4回「アジアEST地域フォーラム」における議論を踏まえ、今後とも他の参加国とも協働しながら、国際連合地域開発センター（UNCRD）とともに、アジア地域における環境にやさしい交通の実現をめざす取組を進めます。

(キ) 世界的な問題解決に向けた国際連携の強化

国連水と衛生に関する諮問委員会やストックホルム世界水週間等、水に関する国際会議への積極的な参加により、世界的な水問題の解決に向けて貢献します。

また、日本国政府が国連機関と協働で作成した「河川流域単位の統合水資源管理ガイドライン」を活用しつつ、環境も含めた統合水資源管理の実現に向けて貢献します。

また、我が国の優れた下水道技術を活用しつつ、世界の水・衛生問題や地球温暖化問題の解決に貢献するため、国・地域毎に産学官によるチームを編成し、JICA等が実施する国際協力活動に対する技術や人材等の提供、技術的助言等を実施するための下水道グローバルセンターを設立します。

イ 二国間の枠組みによる連携

米国、ロシア、中国、韓国等との環境保護協力協定に基づく協力、米国、ドイツ等との科学技術協力協定に基づく共同研究・調査等、モンゴル、インド等との環境政策対話を進めます。

特に中国においては、水質汚濁防止に関する協力強化のため、低コストな分散型排水処理施設や浄化槽などの水管理技術に係る適用可能モデル事業を行い、現地にあった水環境管理体系を構築する日中水環境パートナーシップを推進します。

ウ 国際的な連携の確保に資する海外広報の推進

国際的に要望の高い行政資料の英語版、目的に応じた海外広報用資料などの作成・配布やインターネットを通じ、環境問題に対する取組につき積極的に海外広報を行います。

(2) 開発途上地域の環境の保全

環境分野の国際協力を引き続き重点的に実施します。日本の経験や技術をいかしつつ、コベネフィット・アプローチによる協力を進めるなど、途上国の環境分野における主体的な取組強化と対処能力向上を促し、持続可能な開発を支援します。

温暖化対策、酸性雨対策、オゾン層保護対策、砂漠化対策、国際河川流域環境管理、生物多様性保全、化

学物質管理など、地球規模及び広域的問題の解決に対して、積極的に貢献します。その際、二国間協力と多国間協力の連携を強化し、環境モニタリング及びアセスメントの成果を活用しながら、プロジェクト形成機能の強化を図ります。

また、世界銀行、UNDP、UNEPなどの国際機関を通じた協力や他のドナー国との連携を進めます。

(3) 国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備

開発途上国に移転可能な技術、国内に蓄積されてい

る経験等各種情報を収集・整理し、円滑な技術移転のための基盤整備を進めるとともに、地球環境保全などに関する国際的な連携に資するため、島しょ国を中心とした諸外国の環境の状況や国際機関の環境保全戦略に関する情報収集に努めます。また、定年退職を迎える団塊世代の環境管理技術を途上国において活用するための研修を行います。国民の理解と支持を得るため、環境省ホームページを活用した広報等を積極的に行います。

2 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

(1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進

「**全球地球観測システム (GEOSS) 10年実施計画**」に基づき、**地球観測に関する政府間会合 (GEO)** の専門委員会である構造及びデータ委員会の共同議長国として、GEOSS構築に向けた取組に積極的に貢献します。また、「地球観測の推進戦略」に基づき、関係府省の連携の下、実施方針を策定し、地球観測を行います。

「**統合地球観測戦略 (IGOS) パートナーシップ**」において、8つのテーマ (海洋、大気化学、炭素循環、水循環、陸域災害、沿岸/サンゴ礁、雪氷圏、陸域) の下、**全球海洋観測及び全球水循環観測等**が実施段階となっており、**熱帯降雨観測衛星 (TRMM)** 及び**米国地球観測衛星 (Aqua)** の改良型高性能マイクロ波放射計 (AMSR-E) 等による観測データを活用し、積極的に国際的な観測・監視計画に貢献します。なお、IGOSは第4回地球観測サミット (2007年11月) において承認され、GEOSSに統合することとされています。

地球環境の監視・観測については、GAW計画を含む**WMO**の各種計画、**WMO/ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC)** 合同海洋・海上気象専門委員会 (JCOMM) の活動、**全球気候観測システム (GCOS)**、**全球海洋観測システム (GOOS)** 等の国際的な計画に参加・連携して実施します。

温室効果ガスなどの観測・監視に関し、**WMO温室効果ガス世界資料センター**として全世界の温室効果ガスのデータ収集・管理・提供業務を、**WMO品質保証科学センター**としてアジア・南西太平洋地域における観測データの品質向上に関する業務を、更に**WMO全球大気監視校正センター**としてメタン等の観測基準 (準器) の維持を図る業務を引き続き実施します。さらに、**黄砂**に関する情報及び**有害紫外線**に関する情報

の発表を継続します。

気象の観測・監視に関し、**WMO**や**GCOS**等が推進する気候変動の監視等のための総合的な観測システムの運用・構築に積極的に参加するほか、世界各国からの地上気候観測データの入電数状況や品質を監視する**GCOS地上観測網監視センター (GSNMC)** 業務や**アジア地域の気候観測データの改善**を図るための**WMO**関連の業務を各国気象局と連携して推進します。また、**アジア太平洋気候センター**を通じて、**アジア太平洋地域各国の気象機関**に対し基盤的な気候情報を引き続き提供するとともに、気候情報提供の改善や域内各国の人材育成への協力などを通じて、域内各国の気候情報業務の改善に協力していきます。

さらに、**VLBI (超長基線電波干渉法)** や**GPS**を用いた国際観測に参画するとともに、**験潮・絶対重力観測等**と組み合わせる地球規模の地殻変動等の観測・研究を行います。

化学物質についても、東アジア地域における**残留性有機汚染物質 (POPs)** の汚染実態の把握を目的としたモニタリングを、引き続き主導的役割を果たしつつ強力に推進します。

(2) 国際的な各主体間のネットワーキングの充実、強化

APNの第2次戦略計画に基づいて、神戸市内の**APNセンター**を中核として、地域内の研究活動等の支援を積極的に行います。特に、日本が**ヨハネスブルグ・サミット**における**パートナーシップ・イニシアティブ**の一つとして提唱した「**持続可能な開発に向けた開発途上国の研究能力開発・向上プログラム (CAPaBLE)**」を着実に推進します。

また、**GEOSS10年実施計画**に基づき取り組んでいる、**アジア太平洋地域の地球観測と能力開発**ニーズに係る研究支援について、**APN**が貢献する方向性を探っ



ていきます。

地球地図プロジェクトを主導し、各国と協力して、地球環境の現状を表す地球地図の提供を進めます。また、国際連合アジア太平洋地域地図会議の決議に基づき、アジア太平洋地域の各国と協力しつつ、引き続き基盤的地理空間情報の整備等を推進していきます。

また、引き続き東アジアをリアルタイムでカバーできる温暖化影響観測ネットワーク網の構築によりアジアの**環境影響評価**を行うとともに、アジア太平洋環境経済統合モデル（AIMモデル）を用いて、アジア各国（中国、インド等）が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発に協力をしていきます。

3 国際協力の実施等に当たっての環境配慮

ODA及びその他公的資金においては、国内外の取組の進展を考慮しながら、引き続き、必要に応じて環境配慮の**手続及び方法等の充実**を図るとともに、その実施体制の整備を図ります。なお、平成20年10月に

JICAとJBICの海外経済協力部門が統合され、新JICAが発足したことから、JICAとJBICの**環境社会配慮ガイドライン**を一本化する作業を行います。

4 地方公共団体や民間団体による活動の推進

開発途上国の自立的取組の促進のため、地方公共団体、民間団体、事業者などの役割を踏まえた多元的パートナーシップを形成しつつ、厚みのあるきめの細かい協力を推進します。

(1) 地方公共団体の活動

環境分野において豊富な経験と人材を有し、また独自に国際環境協力を実施している地方公共団体との連携を一層推進します。また、地方公共団体等が**国際協力機構**と連携して行う草の根技術協力事業の活用を進めます。

(2) 民間の活動

独自の環境保全に関する技術や活動形態を有する民間企業や、我が国及び開発途上国のNGO等の取組、また、草の根レベルの民間協力を支援するため、独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金、外務省の草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO支援無償資金協力、NGO事業補助金、JICAの草の根技術協力等の既存の支援策を引き続き活用するとともに、支援策の拡充・強化を図ります。